

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年7月25日(月)午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会長	6番	齊藤	常夫
会長職務代理者	5番	中山	雅史
委員	1番	谷口	眞一
委員	2番	菊地	典夫
委員	3番	豊島	利夫
委員	4番	栗原	哲
委員	7番	羽田	茂
委員	8番	宮田	一日出

農地利用最適化推進委員(3人)

推進委員	竹内	正
推進委員	久下	豊一
推進委員	豊島	芳夫

農業委員会事務局職員(3人)

局長	中村	滋成
局長補佐	石神	正夫
主査	中山	幹夫

市産業経済課職員(2人)(途中入室)

係長	齊藤	昌之
主幹	赤根	由昌

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定に

	ついて
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農地改良協議に対する同意について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第8号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

報告事項

- ①農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年7月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

皆さん、本日はお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。

なお今回も、推進委員の方々3名のご出席を頂いております。後程、「見守り隊」の活動を報告して頂きたいと思っております。前回の総会でも申し上げたのですが、推進委員には議決権はありませんが、意見を言うことはできますので積極的な発言をお願いいたします。

それと農業委員及び推進委員の皆さん、暑い中、遊休農地の調査にご尽力いただき誠に感謝申し上げます。まだ、終わってない地区もあると思っておりますが、引き続き調査の方よろしくお願ひしたいと思います。特に福岡地区につきましては、推進委員が不在となっておりますが、他地区の推進委員及び農業委員の方々のご協力を頂いて耕作放棄地の確認を進めて頂いているとのことですので。暑い中、誠にありがとうございます。

本日の議案については、議案8件と報告事項3件となっております。

議案第8号については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」が議題となっております。今回のこの構想については、農業委員会活動の項目にも密接に関係しておりますので、真摯な議論をお願いしたいと思います。

また、最近非常に暑くなってきておりますが、体調に気を付けてこれからの活動にご尽力いただきたいと思います。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、本日は農地利用最適化推進委員3名が出席しております。

後程、議案第8号の説明に、市産業経済課職員が入室しますのでご了承願います。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齋藤会長にお願いしたいと思います。

1. 議長（齋藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名人の選任ですが、いかなる方法で選任したらよいかお諮りいたします。

（議長一任の声）

議長一任の声がありましたので、早速指名させていただきます。

2番菊地委員、3番豊島委員を議事録署名人に選任いたします。

よろしくお願いたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は5件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与になります。申請地は■■■■字■■■■番■■及び■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，地積は122㎡と275㎡で合計397㎡でございます。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であると見受けられますので、1種農地と判断いたします。事業計画に関する書面による候補地の検討、関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号2番、申請理由は自己住宅建築のための売買になります。申請地は■■■■

字■■■■番■■及び■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，地積は232㎡と87㎡で 合計319㎡でございます。申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており，自己住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号3番，申請理由は太陽光発電設備建設のための売買になります。申請地は■■■字■■■■番■■及び■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，地積は755㎡と399㎡で合計1,154㎡でございます。申請地の農地区分は，住宅等が連たんしており，農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり，許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号4番，申請理由は太陽光発電設備建設のための賃貸借になります。申請地は■■■字■■■■番■■，地目は登記山林，現況畑，字■■■■番■■及び■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，地積はそれぞれ6,145㎡，5,467㎡，1,057㎡で合計12,669㎡でございます。申請地の農地区分は，土地改良事業等が施行されていない，農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。2種農地における再生可能エネルギー発電設備の建設であり，許可要件を満たしていると考えます。

続いて受付番号5番，申請理由は車両置場のための売買になります。申請地は■■■字■■■■番■■，地目は登記現況とも田，地積は476㎡でございます。申請地の農地区分は，土地改良事業等が施行されていない，農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。事業拡大のための申請であり，事業経歴書，既存施設の土地利用状況図等により，車両置場としての許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

現地調査を行っておりますので，3番豊島委員報告願います。

1. 豊島委員

それでは，報告いたします。

7月19日に現地調査を行いました。

齊藤会長，中山職務代理者，栗原委員，事務局職員とともに現地調査を行いました。

それでは，番号に沿って報告させていただきます。

受付番号1番，3ページの位置図をご覧いただきたいと思っております。

岡堰に上っていく道路から入った所で，祖父母の共有地を分筆して贈与してもらうとい

うことで、そこに自己用住宅を予定しているというものです。近辺には既存の集落の住宅も建っておりまして問題はないものと思います。

受付番号2番，4ページの位置図をご覧ください。筒戸の禅福寺の近くの集落内の土地であります。申請地は既存住宅地に隣接する畑ですが，位置図を見ておわかりのように既存宅地は分譲地として区画割されており，申請地の東側4区画は既に住宅が建築されておりました。申請地の道路際の方にも建築中の建物もあり，土地利用上問題はないものと思います。

続いて受付番号3番，5ページの位置図をご覧ください。南側には住宅が隣接し，周辺にも住宅が混在している中の畑となります。近くには，既設の太陽光発電施設があり特に周辺農地に与える影響は少ないと思われます。

受付番号4番，6ページの位置図をご覧ください。申請地の一部は耕起されておりましたが，大部分は荒廃している状況でした。南側に住宅がありましたが，だいたい100m程離れておまして，太陽光発電の設置には問題はないかと思えます。

続いて，受付番号5番，7ページの位置図をご覧ください。申請地は谷津田の部分になります。北側の隣接地には太陽光発電設備が建設中であり，申請地の際にネットフェンス等が設置されておりました。車両置き場を設置することによる隣接農地への影響もないと思われ，また申請者の事業において既存の施設が不足していることから，設置はやむを得ないと思われます。

報告は以上です。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について一括して質疑に入ります。

議案第1号について，意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようなので議案第1号について一括して採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は，許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議長（齊藤会長）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。8ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は長屋住宅建築でございます。申請地は[]番 [] 36㎡、[]番 [] 217㎡、[]番 [] 34㎡、[]番 [] 321㎡、[]番 [] 626㎡、[]番 [] 899㎡、[]番 [] 0.49㎡、[]番 [] 201㎡、[]番 [] 18㎡で合計2,352.49㎡でございます。地目はすべて登記現況とも畑となっております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。関係法令との調整も行っており、長屋住宅建築のための許可要件を満たしていると考えます。

1. 議長（齊藤会長）

現地調査をおこなっておりますので、4番栗原委員報告願います。

1. 栗原委員

それではご報告いたします。

7月19日に齊藤会長、中山職務代理、豊島委員、事務局2名と現地調査を行ってまいりました。

地図は9ページになります。

4条申請であるため、用途と周りへの影響を注意して見てきました。申請理由は長屋住宅となっております。北側に県道赤浜・谷田部線（旧国道354号線）の大きな通りに面しており、利便性も良く特に問題はないかと確認いたしました。西側の細く表示されている部分は水道管理設部分です。特段問題ないかと思えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは、議案第2号について意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手あり)

宮田委員

1. 宮田委員

申請目的に長屋住宅とありますが、長屋住宅とはどういうものですか。

1. 議 長 (齊藤会長)

事務局, 説明をお願いします。

1. 事務局 (中山主査)

共有スペースの無いアパートになります。

(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

宮田委員

1. 宮田委員

共有スペースとはなんですか。

1. 事務局 (中山主査)

共有スペースとは、階段や廊下等になります。長屋住宅とは、共同で利用する階段や廊下がないアパートになります。1階部分にドアがあってそこから2階に上がっていけるアパートとなります。昔でいう長屋のような作りのものです。

1. 議 長 (齊藤会長)

その他に意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

質問がないようなので採決に入ります。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第2号については、全員賛成により、許可相当として意見進達することに決定いたします。

1. 議長（齊藤会長）

議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「非農地証明発行可否について」ご説明いたします。

10ページをご覧ください。受付番号1番、申請地■■■■番■■■■，地目は登記田，現況雑種地，面積は161㎡です。

受付番号2番，申請地■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は79㎡です。

今回の申請のあった受付番号1番，2番については，茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると思います。

1. 議長（齊藤会長）

現地調査を行っていますので，4番栗原委員，報告願います。

1. 栗原委員

報告いたします。地図が11ページになります。

受付番号1番についてですが，20年以上農地としての利用がないということで，現在も牛舎などの一部としてサイロ等が設置されている状態でした。

受付番号2番についてですが，地図が12ページとなります。こちらも20年以上農地として利用がないということで，現在も宅地として一体使用されている状態でした。どちらも問題ないかと思えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

それでは審議いたします。

受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

受付番号2番について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので、議案第3号について採決をいたします。議案第3号「非農地証明発行可否について」、非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第3号については、原案のとおり発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

13ページをご覧ください。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」ご説明いたします。

受付番号1番、申請地■■■■番■■■■，登記現況とも畑，地積277㎡，改良計画の内容といたしましては傾斜地改良，期間は平成28年10月1日から平成28年11月30日までとなっております。申請理由は，敷地内において切土・盛土を行い整地し，傾斜地を解消し野菜・花等を栽培するためとなっております。

1. 議 長（齊藤会長）

現地調査を行っていますので，4番栗原委員，報告願います。

1. 栗原委員

報告いたします。

こちらは申請理由にあるように同一敷地内にある土を移動することであり，外部からの搬入もないことから問題はないと思われます。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。それでは，議案第4号について意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

宮田委員

1. 宮田委員

この議案についての位置図が入っていませんが。

1. 議長（齊藤会長）

事務局，説明願います。

1. 事務局（中山主査）

申し訳ありませんが、地図は5ページとなります。地図の下のほうにあります番が申請地であります。

1. 議長（齊藤会長）

その他に意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

質問がないようなので採決に入ります。議案第4号「農地改良協議に対する同意について」同意される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第4号「農地改良協議に対する同意について」同意することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を14ページの総括表によりご説明いたします。

今回は更新のみとなります。

更新は田が6筆18, 493㎡, 畑が6筆16, 746㎡, 計12筆35, 239㎡です。詳細は15ページの農用地利用権設定計画一覧をご参照願います。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

この件については一括して審議を進めていきます。説明が終了しました。意見ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、全員賛成により議案第5号は原案のとおり決定いたします。議案書の（案）は削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。新規8筆で、田が7筆22,017㎡、畑が1筆7,887㎡となります。更新はありません。詳細は17ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

こちらでも一括して審議を進めていきます。説明が終了いたしました。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたします。（案）を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」も総括表によりご説明いたします。

新規案件で田が7筆22,017㎡、畑が1筆7,887㎡となります。こちらの権利設定開始日は28年8月1日となります。詳細については、19ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

19ページご参照していただきたいと思います。本案件の7番及び8番については、菊地委員の自己に関する事項となるため、菊地委員は、議事に参与することができないことから、採決等は2回に分けて行いたいと思います。

最初に1番から6番について、審議をいたします。1番から6番までについて質問意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

無いようですので、採決いたします。1番から6番までについて承認されるかたの挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、全員賛成によりは1番から6番について原案のとおり承認いたします。

続いて7番及び8番について審議を行います。

菊地委員の退席を求めます。

（菊地委員退出）

7番8番について質問意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

無いようですので、採決いたします。7番及び8番について承認されるかたの挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

採決の結果、全員賛成により7番及び8番について原案のとおり承認いたします。

菊地委員の入室を許可します。

（菊地委員入室）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第7号は原案のとおりすべて承認することになりました。議案書の（案）は削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第8号の説明のため、産業経済課職員に入室していただきますので、只今から暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

（産業経済課職員入室）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは会議を再開いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」を議題といたします。

産業経済課職員より説明をお願いします。

1. 産業経済課赤根主幹

つくばみらい市農業基本構想（案）を朗読説明する。

1. 議長（齊藤会長）

只今、議案第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」の説明がありました。議案第8号について質問意見のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

それでは、ここで暫時休憩といたします。産業経済課の方には退席していただきます。産業経済課職員の方、ご苦勞様でした。退席願います。

（産業経済課職員退席）

1. 議長（齊藤会長）

それでは会議を再開いたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは採決に入ります。議案第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」承認されるかたの挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

議案第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について」は全員賛成により承認することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第4条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。20ページをご覧ください。申請地は

番地■，申請理由は自己住宅，地目登記現況とも畑，面積は295.68㎡となります。

報告事項②「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。21ページをご覧ください。

受付番号1番，申請地は■■■■番■，申請理由は店舗，地目は登記畑，現況宅地，面積は1,000㎡となります。

受付番号2番，申請地は■■■■丁目■番■号，申請理由は自己住宅，地目は登記宅地，現況畑，面積は251.62㎡となります。

受付番号3番，申請地は■■■■番■，■■■■番■，申請理由は自己住宅，地目は登記現況とも畑，面積は合計299.47㎡となります。

報告事項③「制限除外の農地の移動届について」ですが，受付番号1番，申請理由は学校給食センターです。申請地は4筆であり■■■■番，■■■■番，■■■■番，■■■■番■となります。地目は登記現況とも畑，面積は合計7,998㎡となります。

受付番号2番，申請理由は土砂混合場所及び土砂置場，申請地は■■■■番外64筆となります。地目は登記現況とも田，合計面積は28,711㎡となります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。

7月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し，相違ないので署名捺印する。

平成28年7月25日

つくばみらい市農業委員会

議

長 齊藤 常夫



議事録署名委員 菊地 典夫



議事録署名委員 豊島 利夫

